

第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画の概要

1 策定の趣旨

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（H14.8 制定）及び国の「ホームレス自立支援施策等に関する基本方針」（H30.7 告示）に即し、ホームレスからの自立等を支援するための本県における実施計画。

本計画は、平成 25 年に策定した第 3 期計画（計画期間：H26～30 年度）の後継計画（計画期間：H31～35 年度）であり、第 3 期の評価を踏まえ必要な見直しを行なったもの。

2 現状と問題点

(1) ホームレスの現状（平成 31 年 1 月全国調査速報値）

180 人（名古屋市 120 人・名古屋市以外の県内市町村 60 人）

年別ホームレス数（全国調査）

平成年月	15 年 1 月	26 年 1 月	30 年 1 月	31 年 1 月	第 3 期計画期間中 (26/1→31/1)
人数	2,121 人	380 人	245 人	180 人	—
対前年増減	—	△59 人	△26 人	△65 人	△200 人

・起居の場としては、公園の割合が 35.0%、河川敷が 35.0%となっている。

(2) ホームレス対策の問題点

- ・ホームレスの高齢化、期間の長期化、自立意欲の低下が進んでおり、より自立が難しくなっていること。
- ・自立者の多くは生活保護を利用しており、生活保護の適切な適用と適用後の地域生活の定着支援（アフターフォロー）が重要であること。
- ・全国調査や巡回訪問では把握できないホームレス層の増加が想定され、実態の把握が困難なこれらの人へ自立相談支援事業を実施する機関を中心とした対応が求められていること。

3 ホームレス対策の推進

(1) 基本目標

- ・これまでの「ホームレスの実態に関する全国調査」で一番少なかった 180 人（平成 31 年 1 月調査）より更なるホームレス数の減少を目指す。
- ・1 2 項目の課題について、「推進すべき取組み」の方針を示し、計画期間内に具体的な進展を図る。

(2) 個別課題と推進すべき取組

< 12項目の課題と県の主な取組 >

	課題項目	推進すべき主な県の取組
①	就業の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市や愛知労働局と共同で、経済団体等の関係者を交えた会議を定期的に開催し、雇用促進の環境整備に努める。 ・名古屋市の自立支援センターへ就業支援相談員を派遣し、就業促進に努める。 ・「愛知ホームレス就業支援事業推進協議会」が実施する就業支援事業と連携を図る。
②	安定した居住場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携して、住宅情報の提供に努め、ホームレスの入居に対する家主、賃貸住宅経営者の理解を促進する。 ・県営住宅への優先入居を実施する。 ・住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う居住支援法人の指定及びそれらの情報提供に努める。
③	保健及び医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、健診を受ける機会のない方へは健診の機会を提供する。 ・検診を受診できる機会の確保を働きかける。
④	生活に関する相談及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関が連携・協力して、ホームレスの個々のニーズに応じた総合的な生活相談や援助を行う。
⑤	ホームレス自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市の自立支援センター入所者への就業支援相談等を中心に、名古屋市の実施する自立支援事業に積極的に協力する。
⑥	ホームレスとなることを余儀なくされる恐れのある人々に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関が中心となり、巡回相談等による生活困窮者の把握及び支援が必要な方に対する相談窓口の周知等に努める。 ・社会福祉協議会が行う「生活福祉資金」の貸付が活用されるようPRに努める。 ・一時生活支援事業を実施する。
⑦	緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・無料低額宿泊事業に対して事業者指導を実施するとともに、入居している被保護者に対して居宅生活への移行や自立に向けた指導援助を行う。 ・生活保護自立支援プログラムの活用推進を図る。
⑧	人権の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・一般県民の理解を促進するため、講演会の開催等啓発活動を実施する。 ・公立学校における人権教育を推進し、差別・偏見の解消に努める。
⑨	地域における生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の管理者は、市町村の福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立支援施策等との連携を図り、必要な場合には、巡視パトロールや物件の撤去指導、法令の規定に基づく監督処分等の措置をとる。
⑩	地域における安全の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、警察によるパトロール活動を強化する
⑪	民間団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、民間支援団体、学識者等を交えた「ホームレス自立支援対策推進協議会」を開催し、計画の推進を図る。
⑫	ホームレスを生まない地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画を策定し、その推進により、地域の支援機能の向上を図る。 ・民生委員・児童委員活動の円滑な遂行及び充実、委員の資質向上を図る。

※太字は第3期からの変更点